

令和4年度 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金のご案内

藤沢市では、令和4年度からの新たな事業として、市内幼稚園等における人材の確保を目的に、幼稚園等が幼稚園教諭または保育士へ支給する住宅手当を対象とする補助事業を行います。

1 対象者

補助金の対象者は、次の全ての要件を満たす幼稚園等の設置者

- ① 藤沢市から「一時預かり事業（幼稚園型）」を受託し、当該事業を実施していること、又は「藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金」の対象施設として、預かり保育を実施していること。
- ② 雇用する幼稚園教諭等（賃貸住宅に居住する者に限る。）に対し、住宅手当等を支給していること。

2 対象となる幼稚園教諭等の要件

補助対象となる幼稚園教諭等は、次の全ての要件を満たす方。

- ① 稚園教諭免許又は保育士資格を有し、幼稚園等に常勤職員として勤務する者で、雇用後5年以内の方。
- ② 幼稚園等の設置者、施設長、園長等の管理者でない方。
- ③ 賃貸住宅に居住していること。

3 対象となる賃貸住宅の要件

補助対象となる賃貸住宅は、次の全ての要件を満たすもの。

- ① 藤沢市内に所在する居住用の家屋であること。ただし、特段の理由がある場合には、市外に所在する賃貸住宅についても対象とすることができる（※市外在住者の場合は、申立書【5号様式】を申請書に添付する必要があります）。
- ② 補助対象幼稚園教諭等が自ら居住し、賃貸借契約の名義人であること。
- ③ 設置者、施設長、園長等の管理者が所有する家屋でないこと。

4 補助対象期間等

補助対象となる期間は、次の各号のとおりとする。

- ① 4月から翌年3月までの1年度間において、要綱に定めるすべての補助対象要件を満たす月を対象とし、1か月を単位とします。
- ② 同一の幼稚園教諭等を継続して補助対象とすることができる期間は、当該幼稚園教諭等の雇用後10年間とします。

5 補助額

幼稚園等が幼稚園教諭等に支給する住宅手当等の実支出額を補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）とし、1人当たり月額3万円を上限とします。この補助対象経費のひと月当たりの額に次に記載する預かり保育事業の実施状況に応じて定められた補助率と対象月数を掛けて算出した額（100円未満切り捨て）を補助額とします。

【補助率】

預かり保育事業の実施状況	補助率
平日8時間以上及び長期休業日に実施、且つ年間200日以上実施する場合	1/2
平日11時間以上且つ19時まで実施、及び長期休業日に実施、且つ年間200日以上実施する場合	3/4
上記2つに該当しない場合	1/4

※補助対象月数は、要綱に定めるすべての補助対象要件を満たす月数とします。ただし、補助対象幼稚園教諭等が月の途中で対象住居に入居又は退居した場合、当該月は補助対象としません。1年度の間に預かり保育事業の実施状況に変更があり、対象月により異なる補助率が適用される場合は、補助率ごとに対象月数を乗じるものとします。

6 申請等の手続きの流れ

(1) 補助金の交付申請

幼稚園等の設置者が、次の書類を用意し、市へ提出してください。

- 【提出書類】
- ア 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金交付申請書（第1号様式）
 - イ 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金事業計画書（第2号様式）
 - ウ 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金収支予算書（第3号様式）
 - エ 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金補助対象幼稚園教諭等一覧（第4号様式）
 - オ 給与規定、就業規則等、住宅手当等に関する規程が確認できる書類
 - カ 不動産賃貸借契約書の写し
 - キ 幼稚園教諭免許状又は保育士証の写し
 - ク 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金交付申請に係る申立書（第5号様式）
（※市外に在住している場合等）

【提出先】 藤沢市役所 本庁舎3階 保育課 幼児教育担当（無償化担当）

【提出期限】 原則、申請は事業着手前に行う必要がありますが、事業着手前に申請することが困難であるときは、住宅手当補助事業事前着手届（第6号様式）をまずご提出いただき、その後に申請書をご提出いただくことも可能です。

(2) 補助金の交付決定

申請に基づき、市が補助の可否および補助金額を決定し、交付等決定通知書を郵送します。

(3) 補助金の変更承認申請

交付決定を受けた事業計画等に変更が生じる場合には、藤沢市幼稚園等住宅手当補助金事業計画変更承認申請書（第8号様式）に必要書類を添えて、速やか藤沢市保育課へ提出してください。

（裏面に続く）

(4) 事業完了届兼実績報告書の提出

交付決定または変更承認決定を受けた幼稚園等の設置者は、事業の完了後、藤沢市幼稚園等住宅手当補助金事業完了届兼実績報告書（第10号様式）と次の書類を用意し、市へ提出してください。

- 【提出書類】 ア 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金実績明細書（第11号様式）
イ 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金収支決裁書（第12号様式）
ウ 賃金台帳、給与台帳等、住宅手当等の支給額等が確認できる書類
※その他市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

【提出先】 藤沢市役所 本庁舎3階 保育課 幼児教育担当（無償化担当）
※メールでのデータによる提出も可能です。

【提出期限】 当該年度の3月31日

(5) 請求書の提出及び補助金の交付

藤沢市幼稚園等住宅手当補助金事業完了届兼実績報告書の提出後、藤沢市幼稚園等住宅手当補助金請求書兼口座振込依頼書（第13号様式）を市へ提出してください。原則、請求日から30日以内に補助金を指定口座へ振り込みます。

7 留意事項

この補助金交付事業は、原則として令和4年度から5年間の実施となります。

以 上

【問合せ先】 藤沢市 子ども青少年部 保育課 TEL 0466-50-8226（直通） FAX 0466-50-8446
--

（裏面に続く）